



内堀英長の『律呂新書』研究

著者	榎木 亨
雑誌名	文化交渉 : Journal of the Graduate School of East Asian Cultures : 東アジア文化研究科院生論集
巻	3
ページ	155-172
発行年	2014-09-30
その他のタイトル	Uchibori Hidenaga 's Study of Ritsuryo Shinsho
URL	http://hdl.handle.net/10112/9911

内堀英長の『律呂新書』研究

榎 木 亨

Uchibori Hidenaga's Study of *Ritsuryo Shinsho*

KAYAKI Toru

Abstract

his paper focuses on Uchibori Hidenaga's *Ritsuryo Shinsho* research. Uchibori Hidenaga, who lived during the latter Edo period, was a Confucianist of Yamazaki Ansai's Kimon-gaku school. Uchibori's two representative works on *Ritsuryo Shinsho* are *Ritsuryo Shinsho Shiko* and *Ritsuryo Shinsho Kai*. These writings were not published however, and all that remain are manuscripts. Because of this, his influence on later generations was not as great as Nakamura Tekisai, whose work helped lay the foundation for *Ritsuryo Shinsho* studies. Uchibori's research however, has a unique value because he shows a relationship between *Ritsuryo Shinsho* and *Ho tu-Lo Shu* (河圖 洛書). As well as focusing on this aspect, this paper will also investigate the differences between the author of *Ritsuryo Shinsho*, Cai Yuan-ting, and Uchibori Hidenaga. In doing so, I hope to reveal the unique Japanese characteristics of Uchibori's work.

Key words : 内堀英長、『律呂新書』、「河十洛九」、象数易学

はじめに

江戸時代後期の儒者である内堀英長（1774-1832）の『律呂新書私考』および『律呂新書解』は、『律呂新書』に見られる象数易学的要素に着目している点において、日本における『律呂新書』研究の基礎を築いた中村惕斎（1629-1702）等とは様相を異にする。

本稿では、内堀英長の二冊の著作の分析を通して、中村惕斎との差異について明らかにするとともに、「河十洛九」などの象数易学を用いた『律呂新書』の解釈についても、併せて検討する。

一 内堀英長について

内堀英長は、大津出身の儒者である。『近江人物志』¹⁾によると、内堀英長は寛政二年（1790年）に大津代官職²⁾を代々世襲していた石原家の石原清左衛門正範（在職：1776-1795）³⁾に出仕し、その後、石原庄三郎正通（在職：1795-1821）、石原清左衛門正修（在職：1821-1843）に仕えたが、文政十一年（1828年）に正修との意見の違いを理由に石原家を去った。その後、小浜藩主である酒井修理太夫忠順（在位：1828-1834）⁴⁾に京都の小浜藩邸宅へと招かれ、天保五年（1834年）、京都の小浜藩邸宅⁵⁾にて逝去した。

儒学については、同じく石原家に仕えた儒者の川島栗斎⁶⁾（1755-1811）に学んでおり、川島栗斎の師を順にたどっていくと、西依成斎⁷⁾（1702-1797）、若林強斎⁸⁾（1679-1732）、浅見綱斎⁹⁾（1652-1712）へと繋がることから、崎門学派に属する儒者であるといえる。また、『近江人物

1) 内堀英長については、滋賀県教育委員会編『近江人物志』（文泉堂、1917年）584頁-587頁を参照。

2) 『新修大津市史』第三卷（大津市役所、1980年）によると、大津は秀吉以来、北陸地方の年貢米の集散地として経済の中心地として、また、政治の中心地としても注目されていたことから、江戸時代になると幕府の直轄領とされた。その統治方法は時代の変遷とともに変化するものの、主に、大津代官がその統治を担っていた（280頁-283頁）。

3) 在職年については、『新修大津市史』第四卷（大津市役所、1981年）の「表3 大津町支配復活以後の大津代官」（41頁）を参照。

4) 在位年については、木村礎等編『藩史大事典』第三卷（雄山閣出版、1989年）「小浜藩」にある「藩主一覧」（299頁-301頁）を参照。

5) 小浜藩の京屋敷は、現在の京都市中京区西ノ京池ノ内町にあった。

6) 川島栗斎、名は正臣（のちに寛正、直正）、通称は専蔵、号は栗斎・清々翁（『近江人物志』、543頁）。

7) 西依成斎、名は潭明（のちに周行）、字は子成、通称は儀平、号は成斎（関儀一郎・関義直編『近世漢学者伝記著作大事典 附系譜年表』（井田書店、1943年）、389頁）。

8) 若林強斎、名は進居、通称は新七、号は強斎・寛斎。山本復斎（1680-1730）・西依成斎とともに、浅見三傑のひとりである（『近世漢学者伝記著作大事典 附系譜年表』、566頁-567頁）。

9) 浅見綱斎、名は安正、通称は重次郎、号は綱斎。佐藤直方（1650-1719）、三宅尚斎（1662-1741）とともに、崎門三傑のひとりである（『近世漢学者伝記著作大事典 附系譜年表』、16頁-17頁）。

志』では、山崎闇斎¹⁰⁾ (1619-1682) から神道を学んだとしているが¹¹⁾、生没年代を考えると、英長が闇斎から直接指導を受けたとは考えられないことから、闇斎の垂加神道を学んだものと考えられる。さらに、英長の学問を継承した弟子として、上原立斎¹²⁾ (1794-1854) および佐土原藩士である宮崎辨蔵¹³⁾ が挙げられている。

筆者は以前、名古屋市蓬左文庫蔵『道学資講』（1851年）に収録されている『律呂新書』関連の著作を分析し、京都で中村惕斎が行っていた『律呂新書』研究が、弟子の斎藤信斎（生没年不詳）を介して蟹養斎¹⁴⁾ (1705-1778) へと伝わり、尾張藩において『道学資講』へと結実していく継承過程を明らかにしたが、その背景には、蟹養斎が師の三宅尚斎 (1662-1741) の命を受け、『律呂新書』研究をはじめとする楽の研究を行なったことがあった点も既に指摘したところである¹⁵⁾。しかし、本稿で検討する内堀英長は、同じ崎門学派でも浅見綱斎の系統に属することから、『道学資講』とは系統を異にするといえる。また、中村惕斎の『律呂新書』研究を直接継承せず、『律呂新書』の著者である蔡元定 (1135-1198) の著述に即して解釈した点も、内堀英長の『律呂新書』研究に見られる特徴であるといえる。

二 著作について

日本古典籍総合目録データベースには、いずれも写本である『小運考』（1819年）、『律呂新書私考』（1831年）、『律呂新書解』（1831年）の三冊が、内堀英長の著作として登録されている¹⁶⁾。これ以外にも、英長自身の著作ではないものの、九州大学附属図書館碩水文庫に所蔵されている『御鎮座次第記抄』（1812年写）および玉木正英『御鎮座次第記秘伝』（1821年写）は、英長が川島栗斎および奥野寧斎の蔵書を謄写したものである¹⁷⁾。これらの所蔵状況を整理すると、次

10) 山崎闇斎、名は嘉、字は敬義、号は闇斎（『近世漢学者伝記著作大事典 附系譜年表』、532頁-233頁）。

11) 「神道は之れを山崎垂加翁に學べり」（『近江人物志』、585頁）とある。

12) 上原立斎、通称は甚太郎、号は立斎。直接の師は川島栗斎である（『近江人物志』、642頁-643頁）。

13) 宮崎辨蔵については、不詳。

14) 蟹養斎、名は維安、字は子定、号は養斎・東溟（『近世漢学者伝記著作大事典 附系譜年表』、161頁-162頁）。

15) これについては、拙稿『『道学資講』における『律呂新書』研究』（『関西大学中国文学会紀要』第三十五号、2014年）六三頁-八三頁を参照。

16) 日本古典籍データベース（URL: <http://base1.nijl.ac.jp/~tkoten/about.html>）2014年8月19日確認。

17) 『御鎮座次第記抄』には、「右以清清翁之遺書而謄寫之…内堀英長謹」とあり、『御鎮座次第記秘伝』には、「右借瀧川翁所寫之本而寫之…内堀英長書」とある。つまり、前者は内堀英長の師である「清々翁」こと、川島栗斎の蔵書を、後者は内堀英長と同じく石原家に仕えた「瀧川翁」こと、奥野寧斎 (1736-1803)、名は篤之、号は寧斎・瀧川翁の蔵書を謄写したものである。なお、英長は奥野寧斎から竹林流弓道を学んでいる（『近江人物志』、587頁）。

また、九州大学附属図書館碩水文庫については、柴田篤「楠本文庫余滴——楠本正継教授と九州大学附属図書館——」（『中国哲学論集』33号、九州大学中国哲学研究会、2007年）が詳しく、「幕末平戸藩の儒者であった楠本碩水（一八三二～一九一六）の蔵書」（72頁）で、「江戸儒学関係の書籍、とりわけ山崎闇斎学

のようになる。

書名	所蔵機関
『小運考』	京都大学数学教室図書館
『律呂新書私考』	長崎県立長崎図書館楠本文庫
『律呂新書解』	長崎県立長崎図書館楠本文庫 京都大学数学教室図書室
『御鎮座次第記抄』	九州大学附属図書館碩水文庫
『御鎮座次第記秘伝』	九州大学附属図書館碩水文庫

このように、内堀英長の著作は京都大学数学教室図書館、長崎県立長崎図書館楠本文庫、九州大学附属図書館碩水文庫の三か所に所蔵されているが、長崎県立長崎図書館と九州大学附属図書館の資料はともに楠本家の蔵書であることから、内堀英長の著作に関しては、楠本家所蔵のものと京都大学数学教室図書館所蔵のものに分けられる。

次に、本稿の考察対象である『律呂新書私考』と『律呂新書解』について、順次検討する。

1. 『律呂新書私考』

『律呂新書私考』は、乾（三十六丁）・坤（二十二丁）の上下二冊からなる写本であり、朱筆による訂正や、付箋が多数あること、および、同書が長崎県立長崎図書館楠本文庫にしか所蔵されていないことから、他人に公開するためのものではなく、内堀英長が自らの考えを整理する際に使用していたノートであると考えられる。また、『律呂新書私考』の乾・坤はそれぞれ、『律呂新書』の「律呂本原」と「律呂證辨」に対応している。

さて、『律呂新書私考』乾・坤の最終頁には、各々次のような記述が見られる。

・『律呂新書私考』乾

受¹⁸⁾ 朔 始業

文政十三年庚寅六月十一日、於若狭国小濱寓舎、十一日卒業焉。讀律呂新書而稿其義。

然後

蓋六月朔始業、十一日卒業。廿五日帰国。與一二之朋友校論、而今茲正月、於若狭国主京師之第浄写、而以備異日之遺忘云。

天保二年辛卯二月二日

(文政十三年庚寅六月十一日 [朔]、若狭国小浜の寓舎に於て [業を始め]、十一日に業を卒ふ。律呂新書を読み其の義を稿す。蓋し六月朔業を始め、十一日業を卒ふ。廿五日帰国

派（崎門）の写本類などを特色とする特殊文庫である」（73頁）としている。

18) 「受」が何を修正しているのかについては、不明である。

す。[然る後に] 一二の朋友と校論し、而して今茲の正月、若狭国主の京師の第 [= 邸] に於て浄写して以て異日の遺忘に備ふと云ふ。

天保二年辛卯二月二日)

・『律呂新書私考』坤

文政十三年庚寅六月十五日、於若州小濱始業、而廿日発駕帰国。又七月少開業、有事故而止焉。八月廿日再始業、廿三日卒功焉。

(文政十三年庚寅六月十五日、若州小浜に於て業を始め、而して廿日駕を發して帰国す。又た七月少しく業を開くも、事故有りて止む。八月廿日再び業を始め、廿三日功を卒ふ。)

このように、『律呂新書私考』には、①『律呂新書』研究の時期、②初めて『律呂新書』を読んだ場所、③京都への到着日、④『律呂新書私考』著述までの経緯などが記されている。しかし、乾・坤兩冊の記述には矛盾する点が多く、さらには、坤には著述した年月日が記入されていないため、上記の情報を確定することができない。そこで、『律呂新書解』の記述を参考に、この部分の内容の確定を試みたい。

2. 『律呂新書解』

『律呂新書解』は、長崎県立長崎図書館楠本文庫（以下、長崎本）および京都大学数学教室図書室（以下、京大本）に所蔵されている。長崎本は上巻のみであり（外題：律呂新書解 上、内題：律呂新書上）、全四十八丁、表紙には朱字で「欠本」と記されている。一方、京大本は上（三十一丁）・下（二十五丁）の二巻本である（外題：律呂新書解 上／下、内題：律呂新書上¹⁹⁾）が、その内容は長崎本（上巻）を上下二巻に分けたものである。

さて、『律呂新書解』は長崎本、京大本ともに『律呂新書』の上巻に当たる「律呂本原」について書かれたものであるが、長崎本にある「欠本」という文字、および『律呂新書私考』が「律呂本原」および「律呂證辨」の双方に注釈を行っていたことを考慮すると、「欠本」とされている長崎本の「下巻」については、「律呂證辨」に関する記述があったのではないかと考えられる。しかし、本当に「下巻」が存在したのかについては、現在では明らかではない。

『律呂新書私考』と同様、『律呂新書解』にも同書の成立経緯が、次のように記されている。

文政十三年庚寅夏、於若狭國小濱寓舎讀律呂新書、稿所考而以帰国（六月朔日始業、十一日卒業、廿五日帰国）。然後與一二之同志校論其義、而今茲正月於若狭國主京師之第浄寫如

19) 下巻には内題なし。

此也。

天保二年辛卯二月九日 湖南 内堀英長記

天保二年辛卯初夏望 宓水 奥埜就熙書²⁰⁾

(文政十三年庚寅夏、若狭国小浜の寓舎に於て律呂新書を読み、考へる所を稿して以て帰国す(六月朔日業を始め、十一日業を卒へ、廿五日帰国す)。然る後に一二の同志と其の義を校論し、而して今茲の正月若狭国主の京師の第に於いて浄写すること此の如きなり。

天保二年辛卯二月九日 湖南 内堀英長記

天保二年辛卯初夏望 宓水 奥埜就熙書)

以上の記述を整理すると、①内堀英長が『律呂新書』研究を開始したのは、文政十三年(1830)六月一日(朔)であり、同月十一日まで研究を行なっていたことが読み取れる。この点については、『律呂新書私考』乾の記述とも一部一致する。なお、「讀律呂新書而稿其義(律呂新書を読みて其の義を稿す)」「(『律呂新書私考』乾)および「讀律呂新書、稿所考(律呂新書を読み、考へる所を稿す)」「(『律呂新書解』)という記述が見られることから、この段階で既に『律呂新書私考』および『律呂新書解』の原型となるノートのようなものがあったと考えられる。ちなみに、この時に英長が読んだ『律呂新書』の版本については明らかではないが、『律呂新書解』「候気第十」に「唐本性理大全ノ中ノ律呂新書」とあり、『律呂新書私考』坤「度量権衡第十」にも「楊斎ノ修正ノ律呂新書」とあることから、少なくとも『性理大全』所収『律呂新書』と中村楊斎『修正律呂新書』の二つについては読んでいたものと考えられる。

また、英長が初めて『律呂新書』を読んだ場所については、②若狭国小浜藩の寓舎であることがわかる。この点は、各資料に共通してみられることから、ほぼ確実であるといえる。さらに、小浜藩の旧蔵書である小浜市立図書館酒井家文庫には、中村楊斎の『律呂新書』研究をまとめた『筆記律呂新書説』が所蔵されていることから、同書を英長が目にした可能性も考えられる²¹⁾。その後、③同月二十五日に京都へと到着したとされているが、『律呂新書私考』坤には、二十日に駕籠に乗り帰国したとあることから、二十日に若狭国小浜藩を出発し、二十五日に京都へ帰京したものと考えられる。帰京後の経過については、④七月に研究を再開するものの、一度中断し、八月二十日に再び始め、同月二十三日に研究を終えたということが、『律呂新書私考』坤に記載されている。そして、数名の仲間とともに『律呂新書』について議論を交わし、

20) 「奥埜就熙」の署名は、京大本のみ。奥野坦齋(1788-1754)、名は就熙は、奥野淡齋(1753-1818)の子である(楠本碩水・岡直養編『崎門学脈系譜』、晴心堂、1940年)。前述のように、九州大学附属図書館碩水文庫所蔵『御鎮座次第記秘伝』は、内堀英長が奥野寧齋の蔵書を謄写したものであるが、奥野淡齋はこの寧齋の弟である。

21) 小浜市立図書館酒井家文庫所蔵の『筆記律呂新書説』については、拙稿「中村楊斎と『律呂新書』—『修正律呂新書』および『筆記律呂新書説』の文献学的考察—」(『文化交渉』創刊号、関西大学大学院東アジア文化研究科、2013年)を参照。

天保二年（1831）正月、かねてから滞在していた京都にある小浜藩の邸宅において、これらの著作を清書したものと考えられる。

なお、各本の署名を手掛かりとして、これらの著作の成立順序を考えると、次のようになる。

書名	成立年月日
『律呂新書私考』	天保二年（1831）二月二日
『律呂新書解』（長崎本）	天保二年（1831）二月九日
『律呂新書解』（京大本）	天保二年（1831）初夏

このように、小浜藩で『律呂新書』を読んだ内堀英長は、まず、『律呂新書私考』を著わした後、『律呂新書解』（長崎本）を著わし、その後、奥堊就熙によって、『律呂新書解』（京大本）が作成されたものと考えられる。つまり、楠本家所蔵の資料が原本であり、京都大学数学教室図書室所蔵の資料はそれを複写したものである。よって、本稿では『律呂新書私考』および『律呂新書解』ともに、長崎県立長崎図書館楠本文庫所蔵本を底本として使用する。

三 内堀英長の『律呂新書』研究

本章では、内堀英長が行なった『律呂新書』研究について検討する。前述のとおり、内堀英長の『律呂新書』に関する著作としては『律呂新書解』と『律呂新書私考』があるが、『律呂新書私考』において朱筆で訂正された文章が『律呂新書解』で採用されていること、および『律呂新書私考』の文章にもとづき『律呂新書解』では追記が行なわれていることから、『律呂新書解』が内堀英長の『律呂新書』研究の完成形と考えられる。そこで、本章では『律呂新書解』を主な分析対象として、内堀英長の『律呂新書』研究について検討する。

まず、内堀英長の『律呂新書』に対する認識について見てみると、『律呂新書解』の冒頭には、英長による『律呂新書』の説明が見られる。ここで英長は『律呂新書』を次のように評価している。

宋ニ至リテ、蔡元定ノ累年、カヲ用ヒテ古書ヲ吟味シテ、古ヘニ^{せま}沂リテ、此書二卷ヲ著ハサレテ、古律ノ再ビ世ニ明カニナリタコト。（原文の表記を一部改めるとともに、句読点を補った。以下、同様。）

この評価は、『律呂新書』にある朱熹の序文を踏襲するものであり²²⁾、基本的には朱熹の解釈

22) 「吾友建陽蔡君元定季通…旁搜遠取、巨細不損、積之累年…著書兩卷…其言雖多出於近世之所未講、而實無一字不本於古人已試之成法」（『律呂新書』序文）。なお、本稿で用いる『律呂新書』は、中村楊齋『修正

と同様、蔡元定が行なった古律の復元を高く評価するものである。しかし、続く一節には、朱熹の序文には見られない特徴がある。

新書ト云ハ、アタラシイ書ト云コトデハナイ。大學ノ新民ナドノ新デ、本トノ古律ノ昧^{くら}シ
ダヲ新タニスルノ意ナリ。又、前漢ノ賈誼ノ新書ト云モノモアルユエ、古人二本ヅイテ題
号ヲ施サレタモノトミヘル。

ここで英長が「大學ノ新民ナドノ新デ」としているのは、『大学』の「在親民（民に親しむるに在り）」を「在新民（民を新たにするに在り）」とする『大学章句』の解釈であり²³⁾、朱熹は「新民」に対して「新者、革其舊之謂也（新とは、其の旧きを革むるの謂なり）」と註をつけていることから、英長の「本トノ古律ノ昧^{くら}シダヲ新タニスルノ意ナリ」も、この朱熹註を受けたものであると考えられる。つまり、「古律の明らかでなかったものを新たに明らかにした」というのが、英長の「新書」に対する理解である。さらに、書名としての「新書」という名称については、前漢の賈誼（前200-前168）『新書』を挙げ、「新書」という名称が古を踏襲したものであるとしている。

このように、内堀英長は朱熹の『律呂新書』に対する評価、および、朱子学的な解釈を用いて『律呂新書』を理解している。以上の結果を踏まえたうえで、次に、内堀英長の『律呂新書』研究に見られる特徴について、1. 河十洛九、2. 蔡元定との相違点、3. 日本的特徴の三つの観点から分析を行ないたい。

1. 河十洛九

朱熹『易学啓蒙』に見られるように、蔡元定が朱熹に対して、象数学的な見地から「河十洛九」などの重要な示唆を与えていたことは広く知られているが²⁴⁾、『律呂新書』には「河十洛九」を厳格に適用するような記述は見られない²⁵⁾。しかし、内堀英長『律呂新書解』には、「河十洛

律呂新書』にもとづくものである。

23) ここでは、『大学章句』にある「程子曰、親當作新」とする程頤の解釈を用いている。

24) 朱熹と蔡元定の関係については、吾妻重二『朱子学の新研究』（創文社、2004年）第二部 朱子學の思想・第二篇 易學の理論と世界観（243頁-315頁）が詳しい。また、蔡元定の河図と洛書に対する理解については、廣永「蔡元定対河図洛書の区分—兼論蔡氏父子的范数之学」（『周易研究』2010年第6期、山東大学易学與中国古代哲学研究中心）43頁-48頁が詳しい。

25) これについて、田中有紀「何塘の陰陽論と楽律論—明代後期楽論及び朱載堉との比較を通して—」（『中国哲学研究』第二十七号、東京大学中国哲学研究会、2014年）は「蔡元定自身は、楽律理論に対して、河十洛九説を取り入れることはしなかったが、のち、明の李文察は、『律呂新書』に注釈し、蔡元定の理論は『洛書』にもとづいた作楽の理に依拠すると主張した」（34頁）ことを指摘している。ただし、本稿の考察対象である内堀英長は、『律呂新書』を河図と洛書の両方を用いて解釈している点において、基本的に洛書のみで解釈する李文察『律呂新書補註』とは見解が異なる。

九」と楽律との関係を明確に意識していたと考えられる記述が散見される。

まず、『律呂新書』律呂本原「黄鐘第一」の「按天地之数、始於一、終於十（按ずるに天地の数は、一に始まり、十に終わる）」という蔡元定注について、英長は『律呂新書解』において、次のように述べている。

天地之数云云、コレハ河図ノ数ノ通りゾ。河図デノ僉議ゾ。

このように、「天地之数」とは一から十の数のことであり、それは「河図の数」に他ならないという。また、「黄鐘之實第二」には、さらに具体的な言及が見られる。ここでは、径圍の数、つまり、全ての律に共通する律管の断面積、つまり太さを求める際には十進法を用いるとし、黄鐘をもとに三分損益法により求められる十一律の管長については九進法を用いるとしている²⁶⁾。そこで、英長は次のような見解を提示する。

十八偶数、九ハ奇数ジャガ、偶数ハスワリテ静ニシテ動ヌモノ、奇数ハ動イテマワルモノ。ソコデ、ソレ動カヌ径圍ノ数ハ偶数デハカリ、相生ジテ動ク長ハ奇数デハカルガ理ノ自然ゾ。

つまり、律管の径圍のように、すべての律に共通する値については、動かないことから「静」であるとし、偶数の十にもとづく十進法を使用し、三分損益法の相生により変化する律管の長さについては、頻繁に変化する「動」であることから、奇数の九にもとづく九進法を使用することが「理ノ自然」であるとしている。さらに、次のようにも述べている。

扱、十八河図ノ数、九ハ洛書ノ数ジャガ、河図ハ對待ニシテスワリテアリ、洛書ハ流行ニシテ動ク。河図ハ体、洛書ハ用ジャガ、ソコノ道理モココニミユルコト。

ここでは、十を河図、九を洛書とし、『律呂新書』にも河図の特徴である「對待」および「体」と、洛書の特徴である「流行」および「用」という構造が見られるという。これを整理すると、次のようになる。

十	偶数	河図	静	對待	体	径圍の数
九	奇数	洛書	動	流行	用	三分損益十一律

26) 「或曰、徑圍之分、以十為法、而相生之分釐毫絲、以九為法何也。曰、以十為法者、天地之全數也。以九為法者、因三分損益而立也。全數者即十而取九、相生者約十而為九。即十而取九者體之所以立、約十而為九者、用之所以行。體者所以定中聲、用者所以生十一律也」（『律呂新書』律呂本原「黄鐘之實第二」）。

この表からも明らかなように、内堀英長は明らかに「河十洛九」を意識して、『律呂新書』十二律を理解していることがわかる。しかし、ここで一つ問題が生じる。それは、「对待」と「流行」の順序に関する問題である。『律呂新書』律呂本原「六十調図第九」には、「夫理必有對待、數之自然也（夫れ理に必ず對待有るは、數の自然なり）」という一節があるが、児玉憲明氏はここに『程氏易伝』巻二の「質必有文、自然之理、理必有對待、生生之本也（質に必ず文有るは、自然の理、理に必ず對待有るは、生生の本なり）」、および『朱子語類』巻六にある蔡元定の「理有流行、有對待、先有流行、後有對待（理に流行有り、對待有り、先に流行有りて、後に對待有り）」の影響を指摘している²⁷⁾。ここで、上記の表を確認すると、前者については特に問題は見られないものの、後者については一部に齟齬が生じる。前半の「理有流行、有對待」については、楽律も理にもとづくものであることから、理が「对待」と「流行」を備えていても問題ない²⁸⁾。だが、「先有流行、後有對待」については、『律呂新書』では、徑圀の數（十＝对待）が定まった後、三分損益法による相生（九＝流行）を行なうため、『朱子語類』の言説との間に矛盾が生じる。さらに、河図と洛書についても、蔡元定の河図と洛書に対する認識は、基本的に「河先洛後」であると考えられるため²⁹⁾、ここでも矛盾が生じるのである³⁰⁾。このような問題点はあるが、ともあれ内堀英長が「河十洛九」によって『律呂新書』を理解していたことは、間違いないといえるだろう。

2. 蔡元定との相違点

内堀英長が『律呂新書』を高く評価していたことについては既に述べたとおりであるが、英長は蔡元定に盲目的に追従するのではなく、見解が異なる場合には、自らの見解を述べている。たとえば、英長は『律呂新書』律呂本原「変声第七」に誤りがあるとする。まず、『律呂新書』の該当箇所には次のようである。

角徵之間、近徵収一聲、比徵少下、故謂之變徵。羽宮之間、近宮収一聲、少高於宮、故謂之變宮也。

（角徵の間、徵に近きに一声を収む、徵に比して少し下る、故に之を変徵と謂ふ。羽宮の間、宮に近きに一声を収む、少し宮より高し、故に之を変宮と謂ふなり。）

27) 児玉憲明「蔡元定律呂新書本原詳解」（『人文科学研究』第125輯、新潟大学人文学部、2009年）「九 六十調図」の[注]9（170頁）を参照。

28) 『律呂新書』では、楽律の根源を「声氣之元」と考え、それが黄鐘であるとする。一方、黄鐘を理であるともする。よって、「声氣之元」は理でもあるため、楽律の根源である「声氣之元」に「流行」と「对待」が含まれていても問題ない。これについては、「おわりに」において、改めて検討する。

29) これについては、廣永「蔡元定対河図洛書の区分—兼論蔡氏父子的范数之学」を参照。

30) この問題については、稿を改めて論ずることとする。

ここでは、五正声のうち宮商、商角、徵羽の隔たりが一律であるのに対して、角徵、羽宮の隔たりが二律であることから、角徵、羽宮間に各々一律ずつ変律を追加することを説明している。これを整理すると、以下の表ようになる。

黄鐘均宮調

黄鐘	大呂	太簇	夾鐘	姑洗	仲呂	蕤賓	林鐘	夷則	南呂	無射	応鐘
宮		商		角		変徵	徵		羽		変宮

このように、変徵は角徵間の徵に近い方に設けるため、「比徵少下（徵に比して少し下る）」とされる。一方、変宮は羽宮間の宮に近い方に設けられる。しかし、変宮となる理由については、「少高於宮（少し宮より高し）」とされている³¹⁾。これについて、内堀英長は次のように述べる。

扱、コノ角徵之間、近徵収一声、比徵少下ト云ハヨイガ、羽宮之間、近宮収一声、少高於宮ト云ハアタラス。黄鐘宮トナレバ、変宮ハ応鐘デ、黄鐘ト応鐘ハ声懸絶スル。然ラバ、少高ノ少ノ字、恐誤字、當作大ト云説ガアルガ、此説ハ尤ナコト。

つまり、前掲の表からも明らかのように、変宮である応鐘は、宮である黄鐘から遠く離れている。よって、英長は「少高於宮（少し宮より高し）」ではなく、「大高於宮（大いに宮より高し）」とする説を支持するという³²⁾。確かに、『律呂新書』は黄鐘の清声を否定するため³³⁾、應鐘の次には変黄鐘の半律がくることとなる³⁴⁾。しかし、変律は正律ではないことから、宮調を構成することはできず、また、黄鐘半律が理論上、四寸五分であるのに対して、変黄鐘の半律は四

31) 『律呂新書』律呂本原「變律第五」にも、「變律者、其聲近正而少高於正律也」とある。実際、黄鐘が九寸であるのに対して、変黄鐘は八寸七分八厘一毛六糸二忽であることから、変黄鐘の律管は黄鐘の律管より短い。よって、音も黄鐘（正律）より変黄鐘（変律）の方が高くなるため、「少高於正律」は「少し正律より高い」と解釈できる。

32) 「大高於宮」の具体的な典拠については不明であるが、鈴木蘭園講義・中川修張記『律呂新書辨解』「變聲第七」には「変宮ハ正宮ヨリ大ニ高シ。蔡氏之ヲ少高ト云モノハ誤ト謂ベシ」とある。鈴木蘭園は『律呂新書』に批判的な立場であったことから、内堀英長の主張が蘭園の言説にもとづくものであるのかについては不明である。また、この「少高於宮」の問題は、中村惕斎も『筆記律呂新書説』において「謂變宮少高於宮者、非是」と述べており、さらに、朝鮮の儒者である丁若鏞（1762-1836）も『輿猶堂全書』第四集「樂書孤存」において、「宮與變宮、其數倍差。其云近收一聲、少高於宮、不亦謬乎…何謂之少高於宮、其說皆違於實也」と述べ、宮（八十一）と変宮（四十二）の数字が倍ほど違うことを根拠に、「少高於宮」が誤りであると述べている。なお、この問題は日本では盛んに議論されたが、明清代に著わされた『律呂新書』に関する著作では、ほとんど議論されなかった。鈴木蘭園については、拙稿「鈴木蘭園『律呂新書辨解』について」（『東アジア文化交渉研究』第七号、関西大学大学院東アジア文化研究科、2014年）を参照。

33) 『律呂新書』律呂本原「黄鐘之實第四」の黄鐘に関する項目に、「全九寸、半無」とある。

34) これについては、『律呂新書』律呂本原「八十四聲圖」などからも確認できる。

寸三分八厘五毛三糸一忽となることから、変黄鐘の半律が「羽宮之間」の「宮」であるとは考えられない。さらに、英長は律管の管長を用いて「少高於宮（少し宮より高し）」に対して疑問を投げかけている。

黄鐘ヲ宮ニ立レバ、変宮ハ応鐘デ、黄鐘ノ管九寸、応鐘ノ管四寸六分六釐デ、半管程ニナリテアル。然ラバ、応鐘ノ声ハ黄鐘トハ大イニ高キ筈ノコト。

このように、律管の管長を用いて考えれば、宮と変宮の関係は九寸と四寸六分六厘となるため、ほぼ半分の長さになることがわかる。よって、実際に鳴る音の高さも、オクターヴ程度違うため、「大イニ高キ筈」としている。以上のことから、内堀英長が提示した「大高於宮」には、一定の説得力があるといえる。

さて、変律に関する議論については、内堀英長の指摘にも妥当性が認められるが、『律呂新書』律呂本原「十二律之實第四」にある南呂の管長である「全五寸三分、半二寸六分不用（全五寸三分、半二寸六分用いず）」については、明らかに英長の主張に事実誤認が認められる。

扱、ココノ全管截半ノ数ニハ、半管ガ五釐足ラヌ。後ニモ此様ナコトガ有テ、大分ノ差ヒモミヘル。調子ニヨリサフセ子バナラヌコトアルト思ハルル。調子ノコトヲ知ラヌユエ、其訣ハ明カナラヌ。

英長の指摘に従うのであれば、南呂の管長は「全五寸三分、半二寸六分五釐不用」となるはずである。しかし、これは九進法と十進法を混同した明らかな誤りである。つまり、十進法では五寸の半分は二寸五分、三分の半分は一分五厘となるため、あわせて二寸六分五厘となるが、三分損益法により相生された南呂の管長については九進法を用いるため、五寸の半分は二寸四分五厘、三分の半分は一分五厘となるため、あわせて二寸六分となる。よって、これは英長が述べている「調子」とは無関係であり、単純に九進法と十進法の混同による計算間違いであるといえる。

さて、これ以外にも、英長は興味深い指摘を行なっている。それは、『律呂新書』律呂本原「十二律之實第四」の「此律之所以止於十二也（此れ律の十二に止まる所以なり）」に対する解釈である。まず、該当箇所の記述は次のようである。

至仲呂之實十三萬一千七十二、以三分之不盡二算、其數不行。此律之所以止於十二也。
（仲呂の実十三万一千七十二に至りて、三を以て之を分かちて二算を尽くさず、其の数行かず。此れ律の十二に止まる所以なり。）

このように、『律呂新書』では、正律が十二律で止まる理由を、計算ができないためであるとしている。しかし、英長は次のような疑問を提起する。

近世ノ人ノ説ニ、律十二ニ止ルト云コトヲ、筭数ノ上ニテ謂ハントテ如此説ケドモ、不通ノ論ト云ベシ…三分損益上下相生、皆裁管均鐘ノ法ニシテ、人ノ設ケ成ス所也。然ルヲ蔡氏筭法モ亦自然ノ如ニ云ヘルハ怪ムベシ。

つまり、『律呂新書』にあるように、計算ができないために正律が十二律で止まるとするのは誤りであると英長はいう。その理由として、三分損益法などの楽律を求める方法が、人間が定めた人為的なものであることを指摘している。そこで、英長は次のように疑問を述べる。

仲呂ニ至テ其数行ザルハ、始ヨリ法十二ニ止ル様ニナゼシタモノ也…仲呂ニ至リテ不尽アリテ筭行ザルハ、始メニ三ヲ十一タビ乗ゼシモノユエ、十一筭ニシテ止ル也。

このように、「黄鐘之実」として $3^{11}=177,147$ を設定した段階で、三分損益法を十一回用いて十二律を算出すると計算ができなくなることは、自明のことである³⁵⁾。実際、仮に計算が継続できないことを理由とするのであれば、最初の段階で、六変律までもを含めた $3^{17}=129,140,163$ を「黄鐘之実」とすればよい。よって、計算ができないことは、正律が十二律で止まる理由にならないとするのが、内堀英長の主張である。では、なぜ十二律で止まるのか。これについて、英長は『易学啓蒙』巻一「本図書第一」にある蔡元定の言説を引用し、次のように述べている。

律呂有五声十二律、而其相乗之数窮於六十。日名有十干十二支、而其相乗之数亦究於六十。二者皆出於易之後、其起数又各不同、然與易之陰陽策数多少自相配合、皆為六十者、無不若合符契也。下至運氣、參同、太乙之属、雖不足言、然亦無不相通、蓋自然之理也トアル。コレデ十二律ノ立タ所ハ、自然ノ道理ジヤト云コトヲ會得スベキコト。

以上のように、十二律で止まるのは「自然ノ道理」であるとするのが、内堀英長の主張である。そして、ここに『易学啓蒙』を引用している点も、英長が「河十洛九」をはじめとする、蔡元定の象数易学を『律呂新書』理解に取り入れていたことの一端であるといえる。

35) これについては、中村楊齋も『筆記律呂新書説』律呂本原「變律第五」において、『律呂新書』では変律が六律で止まる理由を「不盡一筭、數又不可行」としているが、「欽按、變律所以止於六者、以六十調之所用為限、亦非由筭之不盡矣」として、計算ができないからではなく、実際に音楽で用いる六十調に即して考えると、変律は六律で十分だからであるとしている。これについては、拙稿「斉藤信斎『楽律要覽』について」（『文化交渉』第二号、関西大学大学院東アジア文化研究科、2013年）227頁-230頁を参照。

さらに、『律呂新書』律呂本原「候気第十」に見られる候気術についても、内堀英長は漢文で次のように疑問を呈している。

愚按此段難曉者多矣。為室三重、而塗罽則室中如暗夜、不点火則不能見。吹灰動素、然風不通則火不保。證辨及諸儒之說、無取明之法且夜中氣至之時候之法、而其他亦不可考者有焉。姑記而以俟識者之明解。

(愚按ずるに此の段曉り難きもの多し。室を三重に為し、而して罽を塗れば則ち室中暗夜の如くして、火を点けざれば則ち見るに能はず。灰吹きて素動く、然れば風通ぜざれば則ち火保たず。證辨及び諸儒の説、明りを取るの法、かつ、夜中氣至の時之を候ふ法無し、而して其の他亦た考へるべからざるもの有り。姑く記して而して以て識者の明解を俟つ。)

つまり、『律呂新書』にあるように、嚴重に密閉された部屋の中で候気術を行なうのであれば、夜に観察を行なう際には、火をつけなければならない。しかし、密閉された部屋の中では酸素が無いため、火をつけることはできない。この問題について、『律呂新書』の下巻にあたる「律呂證辨」もその後の儒者たちも、明かりを取り入れる方法や夜に反応があった場合の観察方法について言及していないとして、候気術の問題点を指摘している。だが、内堀英長も中村惕斎と同様、候気術自体は否定していない。

以上のように、内堀英長は蔡元定『律呂新書』の見解を尊重するものの、いくつかの相違点が見られ、また、その問題意識については、中村惕斎との共通点も見られることもわかる。

3. 日本的特徴

『律呂新書解』「変声第七」には、日本の音律に言及している記述が見られる。

角ノ位モ、今此方デ用ル所ハ異邦トハカハリテアル。ソノコトハ、律原發揮ニ説ガ載テ、吾国ノ人ト異邦ノ人トハ其音ガ水土ニ襲テ差ヒ有ルノジャト云テアル。

このように、英長は中根元珪『律原發揮』(1692年)の名を挙げ、日本(此邦または吾国)と中国(異邦)では角の音が異なるとしている。これについては、『律原發揮』「五音異同」には次のようにある。

異邦所謂五音與本邦五音、所在有異同、其宮商徵羽無異、惟至角有異、異邦以姑洗當本邦下無為角、本邦以雙調當異邦仲呂為角。故有一律差、若強以雙調配宮、母調下同黃鐘配商、盤涉配角、壹越配徵、平調配羽、則次序與異邦無異…曰依雙調下無次序、而以雙調配角則音不和、然則當以下無配角、如汝所謂者、唯雙調與下無、名有異而位無異矣。仍知本邦與異邦之人、

其音襲水土有差矣³⁶⁾。

（異邦の所謂五音と本邦の五音、所在に異同有り、其の宮商徵羽は異なること無し、惟だ角に至りて異なること有り、異邦は姑洗当に本邦の下無にあたるを以て角と為し、本邦は双調当に異邦の仲呂にあたるを以て角と為す。故に一律の差有り、若し強て双調を以て宮に配し、母調下同黄鐘を商に配し、盤渉を角に配し、壹越を徵に配し、平調を羽に配せば、則ち次序異邦と異なること無し…曰く双調下無の次序に依りて、而して双調を以て角に配せば則ち音和せず、然らば則ち當に下無を以て角に配すべし、汝が謂ふ所の如きは、唯だ双調と下無と、名は異なること有りて而して位は異なること無し。仍て本邦と異邦の人、其の音水土に襲ひて差有ることを知る。）

このように、『律原發揮』では中国では下無（姑洗）が角となるが、日本では双調（仲呂）が角となるとした上で³⁷⁾、中国では双調を角にすると問題が生じるが、下無を角にすると問題が生じないのであれば、双調と下無は名称が異なるだけで、地位は同じであるとする。そして、このような差異が生じる理由については、日本と中国の風土の違いに起因するものであるとしている。さらに、英長はもう一点、日本と中国の違いを指摘している。

其上ニ後世ノ歌曲ニハ、嬰羽嬰商トテ商羽ノ下ニ各一声ヲ加ヘテ七声ト共ニ九声ニテ音節ヲナスコト。

つまり、日本では二変声（変徵・変宮）以外にも、嬰商・嬰羽の二嬰声を用いている。これについては、中村惕斎が既に指摘しているため、本稿ではこれ以上検討しないが、いずれにせよ、英長が日本で最初に平均律について記述した『律原發揮』にもとづいて中国と日本の差異を指摘している点は、非常に興味深いことである。

おわりに

本稿では内堀英長の『律呂新書』研究について検討したが、その結果、『律呂新書』を理解する際に「河十洛九」をはじめとする象数易学を意識していたこと、さらに、中村惕斎が提起した問題点との共通点が見られることが明らかとなった。

まず、「河十洛九」については、英長は変化しない圜径の数には十進法を用いることから「河図」であるとし、三分損益法により変化する十一律の管長には九進法を用いることから「洛書」であるとする。しかし、さらに重要なことは、十二律の根源となる黄鐘の管長については、十

36) 滝本誠一編『日本經濟叢書』巻二（日本經濟叢書刊行會、1914年）所収『律呂發揮』（113頁）。

37) 『律原發揮』では、この前の「本邦俗調七音之図」において、宮調では宮が壹越で、角が双調になっている。

進法と九進法が併存しているということである。これは、英長が『律呂新書解』「黄鐘之實第二」で提示している二種類の尺、つまり、「九十重ノ尺」と「九九八十一重ノ尺」（図1）を見ても明らかである。ここには、「分釐毫絲ノ割様ヲ示ス為ニ九寸ノ形ヲ出ス。律尺此図ノ如キニハ非ズ。律デ一分ト云ハ、八十一重ノ尺也」と記されており、「九十重ノ尺」は十進法の分厘毛糸に用いるものであり、「九九八十一重ノ尺」は律管の管長を九進法で計るためのものであることがわかる。当然のことであるが、この二種類の尺の全長は一致するため、黄鐘の管長である九寸は十進法と九進法の両方で示すことができるのである。このことを前提として『律呂新書』律呂本原「候気第十」にある楽律と理との関係を述べた一節を検討してみる。

律則寫其所謂黄鐘一聲而已矣。雖有十二律六十調、然實一黄鐘也。是理也。

（律は則ち其の所謂黄鐘一声のみを写す。十二律六十調有りとも、然るに実は一黄鐘なり。是れ理なり。）

ここでは、楽律とは黄鐘一律に集約されるとしており、これを「理」であるとしている。『律呂新書』では「欲求百世之前之律者、其亦求之於聲氣之元（百世の前の律を求めんと欲する者は、其れ亦た之を声氣之元に求む）」（律呂證辨「造律第一」）とあるように、楽律は「声氣之元」にもとづくとしており、さらに、「故黄鐘獨為聲氣之元（故に黄鐘独り声氣之元と為る）」（律呂本原「八十四聲圖第八」）とあるように、黄鐘こそが「声氣之元」であることから、理=黄鐘=声氣之元という等式が成り立つこととなる。しかし、第三章の第一節で検討したように、英長は理には「对待」と「流行」があり、これらは各々「河図」と「洛書」に対応するという。では、これらの関係は一体どのようなになっているのであろうか。

ここで、「河十洛九」を用いて考えてみる。楽律とは黄鐘一律に結実するとあるように、『律呂新書』では、黄鐘以外の十一律も黄鐘から生じるものであるとしている。これを「河十洛九」を用いて説明すると、まず、楽律の根本となる黄鐘を十進法（河図）で表わし、それを三分損益法で計算するために、九進法（洛書）に換算する。そして、九進法に換算した黄鐘律管の長さを用いて、三分損益法を用いた計算を行なうのである。よって、黄鐘以外の十一律についても、すべて黄鐘から生じることとなるため、「理」である黄鐘からすべての律が生じることとなり、理=黄鐘=声氣之元という等式が成り立つのである。そのため、『律呂新書』では「黄鐘者…候之而氣應、而後數始形焉（黄鐘は…之を候ひて氣応ずるに、而して後に数始めて形る）」（律呂本原「黄鐘第一」）として、候気術によって諸律の根源である黄鐘を求めることとなるのである。さらに、「对待」と「流行」についても、黄鐘から十一律を生ずるという流れは、河図（十進法）の「对待」から洛書（九進法）の「流行」へという流れと一致するため、『律呂新書』における河図と洛書が「对待」と「流行」に対応するという考えには、矛盾は見られないのである。つまり、理=黄鐘=声氣之元という理論だけでは、黄鐘からどのようにして他の楽律が生

じるのが明らかなではないが、ここに「河十洛九」という原則を当てはめることにより、黄鐘に諸律の根源としての十進法と、展開のもととなる九進法が包含されていることがわかり、『律呂新書』における楽律の展開過程が現われてくるのである。

次に、内堀英長と中村惕斎の関係についてであるが、直接的な関係については、英長が惕斎の『修正律呂新書』を参照していたことは確実である。しかし、両者が取り上げている問題点、すなわち、第三章の第二節で取り上げた「少高於宮」や「筭之不盡」などに、いくつかの共通点が見られること、さらに、英長が『律呂新書』研究を開始した小浜藩には惕斎の『筆記律呂新書説』が所蔵されていることから、英長が同書を参照していた可能性も考えられる。だが、『筆記律呂新書説』には筆写年代を示す記述はなく、また、英長が『筆記律呂新書説』を読んだという記録も残されていないため、詳細については不明である。

内堀英長の『律呂新書』に関する著作はすべて写本であるため、中村惕斎の『律呂新書』研究のような全国的な広がりは見られず、また、儒者としても特筆すべき業績は残していない。さらに、今回の分析結果からも明らかなように、英長は『律呂新書』の内容を熟知しているわけではなく、解釈の誤りも散見される。しかし、『律呂新書』に見られる象数易学的要素を見出した点については、内堀英長の『律呂新書』研究における、特筆すべき成果の一つであるといえるだろう。

以上のことから、内堀英長の『律呂新書』研究は、中村惕斎から蟹養斎へと継承された京都-尾張系統とは異なる朱子学者による『律呂新書』研究として、重要な意義を有するものといえる。

